

松本市観光データ調査分析事業業務公募型プロポーザル指示書

1 事業趣旨

松本市が2019年を調査年として「訪日外国人位置情報調査」(令和4年度観光データ調査分析事業レポート等)を実施した。成果物は下記URLを参照。

[PowerPoint プレゼンテーション](#)

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/74660.pdf>

この調査との継続性を踏まえ、今回は調査年を2025年(2025年1月から12月)として、「訪日外国人位置情報調査」に加えて、新たに「国内旅行者位置情報調査」を実施するもの。

2 委託期間

委託契約締結の日から2027年3月10日まで

3 業務概要

(1) 業務名称

松本市観光データ調査分析事業業務(公募型プロポーザル)

(2) 業務内容

別紙「松本市観光データ調査分析事業業務委託仕様書(公募型プロポーザル)」
のとおり

4 業務委託料上限額

8,800,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

「訪日外国人位置情報調査」のみの場合は、この半額4,400,000円。「国内旅行者位置情報調査」のみの場合も、4,400,000円。

① 「訪日外国人位置情報調査」のみの提案、② 「国内旅行者位置情報調査」のみの提案、③ 双方とも提案、いずれも認める。ただし、③双方とも提案した場合であっても、双方を発注するとは限らない。

5 企画提案を求める内容

(1) 松本市が2019年を調査年として実施した「訪日外国人位置情報調査」(令和4年度観光データ調査分析事業レポート等) [PowerPoint プレゼンテーション](#)

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/74660.pdf>
と同等レベル以上の成果物となる提案であること。

(2) その他

ア 業務のスケジュール及び執行体制等について、打ち合わせ協議の回数や内容等も含めて具体的に提案すること。

イ 過去の類似業務の実績を示すこと。

ウ 本業務を実施するにあたり、他提案者(他社)に比較し、差異化できる強みがあれば示すこと。

6 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
 - (3) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (4) 国および地方公共団体などにおいて指名停止措置を受けていないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。
- (5) 5つ以上の地方公共団体・DMO・観光協会などから、「訪日外国人位置情報調査」または「国内旅行者位置情報調査」を合計5件以上受託した実績を有すること。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和8年4月1日(水)
質問の受付開始	令和8年4月1日(水)
質問の受付終了	令和8年4月13日(月)
参加表明書提出期限	令和8年4月13日(月)正午まで
参加資格審査及び結果通知	令和8年4月17日(金)予定
企画提案書提出期限	令和8年4月23日(木)正午まで (企画提案書は A4 で10枚以上20枚以内)
書類審査結果通知	令和8年4月27日(月)予定
プレゼンテーション審査	令和8年4月30日(木)予定

※予定が変更する場合があります。

(2) 参加表明書の提出

下記の提出書類ア～ウについて、提出期限までに郵送あるいは PDF により各1部ずつ提出すること。。

- ア 参加表明書(様式は任意)
- イ 会社概要
- ウ 誓約書(様式は任意)

(3) 企画提案書の提出

下記の提出書類ア～エについて、提出期限までに各10部及びPDF形式の電子媒体(CD又はDVD)1部を提出すること。なお、実施スケジュールについては企画提案書の中に記載すること。

ア 企画提案書 ※正本1部、複製10部

イ 本業務に関する提案見積書

ウ 業務実施スケジュール(様式任意)

エ 業務協力予定書(共同提案を予定している場合のみ)(様式任意)

(4) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(5) 質問の受付と回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問の要旨を簡潔に記入し、4月1日(水)から4月13日(月)までの間にメールでお尋ねください。

送付先電子メールアドレス:s.miyanomoto@matsumoto-tca.or.jp

※メールのタイトルは「(団体名)松本市観光データ調査分析事業業務質問書」とする。

8 選定方法

「松本市観光データ調査分析事業業務企画競争実施委員会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者(契約候補者)を選定する。

(1) 訪日外国人位置情報調査

ア 技術評価(90点満点)

評価項目	評価内容	評価点
1 事業理解度 (5点)	統計データの必要性や本事業の位置付けを十分理解したうえで、提案しているか。	5
2 訪日外国人 位置情報調査 (50点)	データ収集の趣旨と内容を十分理解したうえで、適切な外国人観光客の位置情報データサービスを選定しているか。	20
	納品するデータの加工方法は分かりやすく適切か。	10
	収集したデータの分析についての知識が十分か。	20
3 分析 (30点)	本事業の趣旨と内容を十分理解したうえで、複合的な分析について提案しているか。	10

		分析の方法や納品物について、松本市の観光の課題解決に資する分析内容となるよう、具体的に示されているか。	15
		分析に活用するデータについて、本市から提供するデータおよび本事業で収集するデータ以外に、活用できるデータはあるか。	5
4	業務遂行能力 (5点)	過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験など、十分な業務実績があるか。 また、事業を効果的に実施するための工程表及び危機管理も含め、迅速かつ確実に事業を遂行できる体制となっているか。	5

イ 価格評価(10点満点)

評価内容	評価点
(最低提案見積額/当該提案見積額)×10点	10

(2) 国内旅行者位置情報調査

ア 技術評価(90点満点)

評価項目	評価内容	評価点
1 事業理解度 (5点)	統計データの必要性や本事業の位置付けを十分理解したうえで、提案しているか。	5
2 国内旅行者位置情報調査 (50点)	データ収集の趣旨と内容を十分理解したうえで、適切な国内旅行者の位置情報データサービスを選定しているか。	20
	納品するデータの加工方法は分かりやすく適切か。	10
	収集したデータの分析についての知識が十分か。	20
3 分析 (30点)	本事業の趣旨と内容を十分理解したうえで、複合的な分析について提案しているか。	10
	分析の方法や納品物について、松本市の観光の課題解決に資する分析内容となるよう、具体的に示されているか。	15
	分析に活用するデータについて、本市から提供するデータおよび本事業で収集するデータ以外に、活用できるデータはあるか。	5
4 業務遂行能力 (5点)	過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験など、十分な業務実績があるか。また、事業を効果的に実施するための工程表及び危機管理も含め、迅速かつ確実に事業を遂行できる体制となっているか。	5

イ 価格評価(10点満点)

評価内容	評価点
(最低提案見積額／当該提案見積額)×10点	10

(3) 参加資格の確認及び書類審査

- ア 参加資格については、「6 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- イ 書類審査は、提案者が4社以上の場合に実施を検討する。なお、書類審査は、提出書類に基づき、「8(1)(2)評価項目」に従い評価を行う。
- ウ 参加資格の確認結果及び書類審査の結果は、期日までに提案者に通知する。

(4) プレゼンテーション審査

- ア 書類審査を通過した提案者に対し、プレゼンテーションを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ プレゼンテーションは1提案者あたり約20分(提案説明15分、質疑応答5分)を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する。
- エ プレゼンテーション審査においては、提出書類及びプレゼンテーションに基づき評価を行う。
- オ 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の7割とする。
- カ 提案者が1社の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。
- キ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。
- ク 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意すること。

(5) 委託相手方の選定及び契約について

- ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、双方の協議により決定するため、「企画書の内容」＝「実際の業務内容」ではないことに留意すること。
- イ 契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。
- ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(6) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

- 選定の結果は、審査終了後に提案者に対してメールにより通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

9 参加資格の喪失

- 以下のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき

- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10営業日以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3営業日以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 当協会が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を当協会が利用(必要な改変を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、当協会に対し、第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、当協会に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 当協会が提出した資料は、当協会の了解なく公表、使用することができない。

14 問合せ先

担 当 一般社団法人松本観光コンベンション協会 宮之本伸
住 所 〒390-0874 松本市大手3-8-13松本市役所大手事務所1階
TEL 0263-60-8469
e-mail s.miyanomoto@matsumoto-tca.or.jp